

閲覧用

楽天ブロードバンドWiMAX2+サービス利用規約

2019年7月1日

楽天モバイル株式会社

目次

第1章 総則	4
第1条（規約の適用）	4
第2条（規約の変更）	4
第3条（規約の掲示）	4
第4条（用語の定義）	4
第2章 楽天 BB WiMAX2+通信サービスの種類	6
第5条（楽天 BB WiMAX2+通信サービスの種類）	6
第3章 会員契約	6
第6条（会員契約の単位）	6
第7条（会員契約申込みの方法）	6
第8条（会員契約申込みの承諾）	7
第9条（契約者回線の追加）	7
第10条（楽天 BB WiMAX2+契約者の氏名等の変更の届出）	7
第11条（会員契約に基づく権利の譲渡の禁止）	8
第12条（楽天 BB WiMAX2+契約者の地位の承継）	8
第13条（楽天 BB WiMAX2+契約者が行う会員契約の解除）	8
第14条（当社が行う会員契約の解除）	8
第4章 料金契約	9
第16条（契約の種別）	9
第17条（料金契約の単位）	9
第18条（料金契約申込みの方法）	9
第19条（料金契約申込みの承諾）	9
第20条（利用可能期間）	9
第21条（楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用の一時中断）	10
第23条（楽天 BB WiMAX2+契約者が行う料金契約の解除）	10
第24条（当社が行う料金契約の解除）	10
第25条（料金契約の終了）	10
第26条（au スマートバリューmine）	10
第5章 オプション機能	11
第27条（オプション機能の提供）	11
第6章 無線機器の利用	11
第1節 U I Mカードの貸与等	11
第29条（U I Mカードの貸与）	11
第30条（電話番号その他の情報の登録等）	11
第31条（U I Mカードの情報消去及び破棄）	11

第 32 条 (U I Mカードの管理責任)	12
第 33 条 (U I Mカード暗証番号)	12
第 2 節 WiMAX2+機器の接続等	12
第 34 条 (WiMAX2+機器の接続)	12
第 3 節 無線機器の検査等	12
第 35 条 (無線機器に異常がある場合等の検査)	13
第 36 条 (無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)	13
第 37 条 (無線機器の電波法に基づく検査)	13
第 7 章 利用中止及び利用停止	13
第 38 条 (利用中止)	13
第 39 条 (利用停止)	14
第 8 章 通信	14
第 40 条 (インターネット接続サービスの利用)	14
第 41 条 (通信の条件)	15
第 42 条 (通信利用の制限)	15
第 43 条 (当社設備に影響がある場合における通信の制限)	16
第 44 条 (違法行為等による通信の制限)	16
第 9 章 料金等	16
第 1 節 料金に関する費用	16
第 45 条 (料金に関する費用)	16
第 2 節 料金等の支払義務	16
第 46 条 (基本使用料の支払義務)	16
第 47 条 (契約解除料の支払義務)	17
第 48 条 (LTEオプション料の支払義務)	17
第 49 条 (ユニバーサルサービス料の支払義務)	17
第 50 条 (手続きに関する料金の支払義務)	17
第 51 条 (窓口支払手数料の支払義務)	18
第 3 節 料金等の計算及び支払い	18
第 52 条 (料金の計算方法等)	18
第 53 条 (料金等の支払い)	18
第 54 条 (債権の買戻し)	19
第 55 条 (料金等の請求)	19
第 56 条 (料金の一括後払い)	19
第 57 条 (料金等の臨時減免)	19
第 58 条 (消費税相当額の加算)	19
第 59 条 (期限の利益喪失)	19
第 4 節 預託金	20

第 60 条 (預託金)	20
第 61 条 (買い戻しによる預託金の充当)	20
第 5 節 割増金及び延滞利息	20
第 62 条 (割増金)	20
第 63 条 (延滞利息)	21
第 6 節 端数処理	21
第 64 条 (端数処理)	21
第 10 章 保守	21
第 65 条 (当社の維持責任)	21
第 66 条 (楽天 BB WiMAX2+契約者の維持責任)	21
第 67 条 (楽天 BB WiMAX2+契約者の切分責任)	21
第 68 条 (修理又は復旧)	21
第 11 章 損害賠償	21
第 69 条 (責任の制限)	22
第 70 条 (免責)	22
第 12 章 付随サービス	22
第 71 条 (請求書の発行)	22
第 13 章 雑則	23
第 72 条 (承諾の限界)	23
第 73 条 (無線事業における利用の禁止)	23
第 74 条 (利用に係る楽天 BB WiMAX2+契約者の義務)	23
第 75 条 (他の電気通信事業者への通知)	24
第 76 条 (楽天 BB WiMAX2+契約者に係る情報の利用)	24
第 77 条 (認定機器以外の無線機器の扱い)	24
第 78 条 (検査等のための WiMAX 機器の持込み)	24
第 79 条 (合意管轄裁判所)	24
第 80 条 (準拠法)	24
第 81 条 (会社名等の取扱い)	25
第 82 条 (反社会的勢力の排除)	25
別記	27
附 則	28

第1章 総則

第1条(規約の適用)

当社は、この楽天ブロードバンドWiMAX2+利用規約（以下「この規約」といいます。）により楽天ブロードバンドWiMAX2+（以下「楽天BB WiMAX2+」）と申します。）通信サービスを提供します。

第2条(規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」と申します。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示します。

第3条(規約の掲示)

当社は、この規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社の指定するホームページに掲示します。

第4条(用語の定義)

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」と申します。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、楽天BB WiMAX2+通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるためのUQコミュニケーションズ株式会社（以下、「UQ」と申します。）の電気通信設備
9 WiMAX2+基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49

	条の 29 に定める条件に適合する UQ の無線基地局設備
10 LTE 基地局設備	無線設備規則第 49 条の 6 の 9 に定める条件に適合する無線基地局設備
11 WiMAX2+機器	WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器
12 楽天 BB WiMAX2+通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
13 楽天 BB WiMAX2+通信サービス	楽天 BB WiMAX2+通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と楽天 BB WiMAX2+契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
14 契約者回線	無線基地局設備と楽天 BB WiMAX2+契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
15 WiMAX2+回線	無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する電波を用いて WiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
16 LTE 回線	無線設備規則第 49 条の 6 の 9 に定める条件に適合する電波を用いて LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
17 サービス取扱所	楽天 BB WiMAX2+通信サービスに関する業務を行う当社の事業所
18 会員契約	この規約に基づき当社から楽天 BB WiMAX2+通信サービスの提供を受ける資格を得るための契約
19 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるため契約
20 通常料金契約	1 の料金月を単位とする月額固定料金による料金契約
21 楽天 BB WiMAX2+契約者	当社と会員契約を締結している者
22 MAC アドレス	WiMAX 機器又はハイブリッド機器ごとに定められている固有の番号
23 認証情報	楽天 BB WiMAX2+通信サービスの提供に際して楽天 BB WiMAX2+契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器の認証に使用するもの
24 UIM カード	電話番号その他の情報を記憶して WiMAX2+機器に装着して使用する IC カードであって、楽天 BB WiMAX2+通信サービスの提供のために当社が楽天 BB WiMAX2+契約者に貸与するもの
25 提供開始日	通常料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日とします
26 料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
27 提携事業者	KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社及びダイワボウ情報システム株式会社
28 セッション	当社の電気通信設備において WiMAX 無線機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
29 WiMAX2+通信	WiMAX2+回線により行われる通信
30 LTE 通信	LTE 回線により行われる通信

31	ハイスピードプラスエリアモード	利用可能な通信をWiMAX2+通信及びLTE通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
32	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
33	各クレジット会社	楽天BB WiMAX2+通信サービスに係る料金債権を当社が債権譲渡する会社で、楽天BB WiMAX2+契約者が楽天BB WiMAX2+通信サービス料金の支払いに、利用する会社
34	料金表	楽天ブロードバンド料金表 （http://broadband.rakuten.co.jp/support/policy.html） に定めた楽天BB WiMAX2+通信サービスに係る料金（初期費用、月額料金、オプション料金、ユニバーサルサービス料、手数料（登録料）、料金支払いに関する手数料等をいいます

第2章 楽天BB WiMAX2+通信サービスの種類

第5条（楽天BB WiMAX2+通信サービスの種類）

楽天BB WiMAX2+通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
WiMAX2+サービス	当社が無線基地局設備と楽天BB WiMAX2+契約者が指定するWiMAX2+機器（その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供する楽天BB WiMAX2+通信サービス。

第3章 会員契約

第6条（会員契約の単位）

当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、楽天BB WiMAX2+契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

第7条（会員契約申込みの方法）

会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその楽天BB WiMAX2+通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（楽天BB WiMAX2+通信網等を経由して、当社が定める契約事項をその楽天BB WiMAX2+通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

- 2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

第8条(会員契約申込みの承諾)

当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 会員契約の申込みをした者が楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る料金その他の債務(この規約に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
 - (3) 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき(満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。)
 - (4) 会員契約の申込みをした者が、第39条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用を停止されたことがある又は楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第73条(無線事業における利用の禁止)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 第74条(利用に係る楽天 BB WiMAX2+契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (7) 会員契約の申込みをした者が、第82条(反社会的勢力の排除)第1項に定める者であるとき
 - (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第9条(契約者回線の追加)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

第10条(楽天 BB WiMAX2+契約者の氏名等の変更の届出)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、契約者連絡先(氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかに楽天 BB WiMAX2+通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により届け出させていただきます。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 楽天 BB WiMAX2+契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその楽天 BB WiMAX2+契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその楽天 BB WiMAX2+契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
- 4 楽天 BB WiMAX2+契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

- 6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この規約の規定により楽天 BB WiMAX2+契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第 11 条(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

楽天 BB WiMAX2+契約者が会員契約に基づいて楽天 BB WiMAX2+通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 12 条(楽天 BB WiMAX2+契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併若しくは分割により楽天 BB WiMAX2+契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その楽天 BB WiMAX2+通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 楽天 BB WiMAX2+契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第10条(楽天 BB WiMAX2+契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第 13 条(楽天 BB WiMAX2+契約者が行う会員契約の解除)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその楽天 BB WiMAX2+通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第 14 条(当社が行う会員契約の解除)

当社は、第39条(利用停止)の規定により楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用を停止された楽天 BB WiMAX2+契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者が第39条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめ楽天 BB WiMAX2+契約者にそのことを通知します。

第 15 条（会員契約の終了）

会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第 4 章 料金契約

第 16 条（契約の種類）

料金契約には、次の種別があります。

楽天 BB WiMAX2+通信サービスの種類	料金契約の種別
WiMAX2+サービス	通常料金契約

第 17 条（料金契約の単位）

当社は、1 の WiMAX 回線ごとに 1 の料金契約を締結します。

第 18 条（料金契約申込みの方法）

料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその楽天 BB WiMAX2+通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

- 2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

第 19 条（料金契約申込みの承諾）

当社は、料金契約の申込みがあったときは、第 8 条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 20 条（利用可能期間）

楽天 BB WiMAX2+契約者は、都度料金契約に基づき WiMAX 回線の利用を開始するときは、当社が別に定めるところにより、その利用を開始するための登録（以下「利用開始登録」といいます。）の請求を行っていただきます。

- 2 前項の場合において、楽天 BB WiMAX2+契約者は利用開始登録が完了した時刻から起算して 24 時間が経過した時刻までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、その WiMAX 回線を利用できるものとします。この場合において、その期間の測定は当社の機器により行います。

第 21 条(楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用の一時中断)

当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用の一時中断（その請求のあった楽天 BB WiMAX2+通信サービス回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 22 条（料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）

楽天 BB WiMAX2+契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 23 条(楽天 BB WiMAX2+契約者が行う料金契約の解除)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその楽天 BB WiMAX2+通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第 24 条(当社が行う料金契約の解除)

当社は、第 39 条（利用停止）の規定により楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用を停止された楽天 BB WiMAX2+契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者が第 39 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。
- 4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ楽天 BB WiMAX2+契約者にそのことを通知します。

第 25 条(料金契約の終了)

料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

第 26 条(au スマートバリューmine)

楽天 BB WiMAX2+契約者が楽天ブロードバンド WiMAX2+ 接続サービス(3 年)、楽天ブロードバンド WiMAX2+ 接続サービス ギガ放題(3 年)の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へ au スマートバリューmine の適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日（その承諾日において au スマートバリューmine の承諾要件となる提携事業者又は当社の電気通信サービスの提供を受けていなかった場合であって楽天 BB WiMAX2+契約者がその要件を満たすための契約変更の手続きを行ったことにより提携事業者が承諾したものであるときは、その要件を満たした日とします。）以降、その契約者回線について、ハイ

スピードモードにおける WiMAX2+通信に係る情報量を、第 43 条に定める総情報量の集計から除外します。

第 5 章 オプション機能

第 27 条(オプション機能の提供)

当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、楽天 BB WiMAX2+契約者は、そのオプション機能を利用する 1 の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

第 28 条（楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）

当社は、楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第 6 章 無線機器の利用

第 1 節 UIMカードの貸与等

第 29 条(UIMカードの貸与)

当社は、WiMAX2+サービスの提供に際して、楽天 BB WiMAX2+契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1 の料金契約につき 1 とします。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを楽天 BB WiMAX2+契約者に通知します。

第 30 条(電話番号その他の情報の登録等)

当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

第 31 条(UIMカードの情報消去及び破棄)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

ただし、楽天 BB WiMAX2+契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのUIMカードを返却していただきます。

第 32 条(UIMカードの管理責任)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

- 2 楽天 BB WiMAX2+契約者は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者以外の者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けている楽天 BB WiMAX2+契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第 33 条(UIMカード暗証番号)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、当社が別に定める方法により、UIMカードにUIMカード暗証番号（そのUIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのUIMカードの貸与を受けている楽天 BB WiMAX2+契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その楽天 BB WiMAX2+契約者が登録を行ったものとみなします。

- 2 楽天 BB WiMAX2+契約者は、UIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第 2 節 WiMAX2+機器の接続等

第 34 条(WiMAX2+機器の接続)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、WiMAX2+サービスに係る契約者回線にWiMAX2+機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにWiMAX2+サービスに係る契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 楽天 BB WiMAX2+契約者が、そのWiMAX2+機器を変更した場合についても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。
- 6 楽天 BB WiMAX2+契約者は、その契約者回線へのWiMAX2+機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第 3 節 無線機器の検査等

第 35 条(無線機器に異常がある場合等の検査)

当社は、無線機器登録されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、楽天 BB WiMAX2+契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、楽天 BB WiMAX2+契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 当社は、第 1 項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めます。

第 36 条(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、無線機器登録されている無線機器について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、楽天 BB WiMAX2+契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 当社は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器登録の契約者回線への接続を取り止めます。

第 37 条(無線機器の電波法に基づく検査)

前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

第 7 章 利用中止及び利用停止

第 38 条(利用中止)

当社は、次の場合には、楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 42 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその楽天 BB WiMAX2+契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 本サービスの利用を開始した契約者が第 82 条に該当する反社会的勢力であることを当社が認知した場合は、第 39 条（利用停止）の手続きを経ずに、本サービスの利用を中止し、本契約を解除します。この場合、第 24 条（当社が行う契約の解除）第 4 項に定める通知は、利用中止後に送付するものとします。

第 39 条(利用停止)

当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（楽天 BB WiMAX2+通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第 3 号又は第 4 号の規定に該当するときは、当社が楽天 BB WiMAX2+契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、その楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
 - (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
 - (3) 楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (4) 第 10 条（楽天 BB WiMAX2+契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (5) 楽天 BB WiMAX2+契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る料金その他の債務又は楽天 BB WiMAX2+契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約規約等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (6) 楽天 BB WiMAX2+契約者がその楽天 BB WiMAX2+通信サービス又は当社と契約を締結している他の楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用において第 89 条（利用に係る楽天 BB WiMAX2+契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (7) 第 35 条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
 - (8) 第 36 条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 42 条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
 - (9) 第 60 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (10) 第 73 条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその楽天 BB WiMAX2+契約者に通知します。ただし、前項第 6 号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 8 章 通信

第 40 条(インターネット接続サービスの利用)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、インターネット接続サービス（楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第 41 条(通信の条件)

当社は、楽天 BB WiMAX2+通信サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。

ただし、その区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 楽天 BB WiMAX2+契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

6 楽天 BB WiMAX2+契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWi-Fi機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この規約において特段の定めがある場合には、その定めによります。

7 電波状況等により、楽天 BB WiMAX2+通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

8 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

第 42 条(通信利用の制限)

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記の基準に該当する新聞社等の機関

第 43 条(当社設備に影響がある場合における通信の制限)

当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) WiMAX2+通信及びLTE通信について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の帯域を制限すること。
- (2) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が楽天 BB WiMAX2+通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

第 44 条(違法行為等による通信の制限)

当社は、前 2 条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断した WiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第 9 章 料金等

第 1 節 料金に関する費用

第 45 条(料金に関する費用)

楽天 BB WiMAX2+通信サービスの料金は、料金表に規定します。

第 2 節 料金等の支払義務

第 46 条(基本使用料の支払義務)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、その通常料金契約に係る提供開始日から起算して通常料金契約の解除があった日(以下「提供終了日」といいます。)の前日までの期間(提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表に規定する基本使用料(月額)の支払いを要します。

ただし、この規約又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により楽天 BB WiMAX2+通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

- (1) 楽天 BB WiMAX2+契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (2) 楽天 BB WiMAX2+契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、楽天 BB WiMAX2+契約者は、次の場合を除き、楽天 BB WiMAX2+通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
楽天 BB WiMAX2+契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限ります。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 47 条(契約解除料の支払義務)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、シングルサービスにおいて、最低利用期間中に通常料金契約の解除があったときは、料金表に規定する契約解除手数料の支払いを要します。

第 48 条(LTEオプション料の支払義務)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、WiMAX2+サービスにおいて、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表に規定するLTEオプション料の支払いを要します。

ただし、楽天 BB WiMAX2+契約者がWiMAX2+ 接続サービス（3年）またはWiMAX2+ ギガ放題 接続サービス（3年）を利用している場合には、この限りではありません。

第 49 条(ユニバーサルサービス料の支払義務)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、料金月の末日が経過した時点でWiMAX2+サービスの提供を受けていたときは、料金表に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 楽天 BB WiMAX2+契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

第 50 条(手続きに関する料金の支払義務)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金（初期表及び登録料）の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 51 条(窓口支払手数料の支払義務)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、当社が払込票（当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行したときは、料金表に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

第 3 節 料金等の計算及び支払い

第 52 条(料金の計算方法等)

当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料(月額料金)、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 料金の計算は、料金表に規定する税別額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。ただし、料金を日割りする場合には、料金表に規定する税込額に代えて、同表の税別額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

第 53 条(料金等の支払い)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、当社が定める期日までに、次の方法により当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- (1) クレジットカード
- (2) 預金口座振替（金融機関との手続きが必要です）
- (3) 請求書払い（審査の結果請求書払いをお受けできない場合があります）
- 2 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 当社は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票の発行あるいは指定銀行口座への振込依頼を行います。この場合において、楽天 BB WiMAX2+契約者は、第 1 項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用してお支払あるいは指定口座への振り込みを行っていただきます。
 - (1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
 - (2) 口座振替による料金等の引き落としが 2 回連続で完了しなかったとき。
 - (3) クレジットカード会社又は金融機関等により楽天 BB WiMAX2+契約者の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。
- 4 楽天 BB WiMAX2+契約者は、都度料金契約に係る料金等について、その利用開始登録を行うごとに、当社が指定するクレジットカードにより支払っていただきます。
- 5 楽天 BB WiMAX2+契約者は、クレジットカード支払いの場合の料金等の債権について、各クレジット会社に譲渡することを承諾していただきます。
- 6 前項の譲渡に関して、楽天 BB WiMAX2+契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
 - (1) 楽天 BB WiMAX2+契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各クレジット会社に提供すること。

(2) 各クレジット会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、各クレジット会社から当社へその旨の通知を受けること。

7 第5項の場合において、当社及び料金回収会社は、楽天 BB WiMAX2+契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第54条(債権の買戻し)

当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、各クレジット会社から債権の全部又は一部を買戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買戻す場合には、当社および料金回収会社は、楽天 BB WiMAX2+契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第55条(料金等の請求)

当社及び料金回収会社は、第71条(請求書の発行)に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

第56条(料金の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、楽天 BB WiMAX2+契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第57条(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第58条(消費税相当額の加算)

この規約により支払いを要する額は、料金表に規定する税別額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

第59条(期限の利益喪失)

次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、楽天 BB WiMAX2+契約者は、この規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) 楽天 BB WiMAX2+契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) 楽天 BB WiMAX2+契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) 楽天 BB WiMAX2+契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

- (4) 楽天 BB WiMAX2+契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) 楽天 BB WiMAX2+契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) 楽天 BB WiMAX2+契約者が預託金を預け入れないとき。
 - (7) その他楽天 BB WiMAX2+契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
- 2 楽天 BB WiMAX2+契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに楽天 BB WiMAX2+通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。
- 3 楽天 BB WiMAX2+契約者は、本条第1項各号に定める事由のいずれかに該当した場合、当社はこの規約に基づく料金その他の債務の全てについて回収代行会社を通じて請求することがあること、ならびに、楽天 BB WiMAX2+契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各回収代行会社に提供すること、につきあらかじめ同意するものとします。

第4節 預託金

第60条(預託金)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、次の場合には、楽天 BB WiMAX2+通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (3) 第39条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、楽天 BB WiMAX2+契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第61条(買い戻しによる預託金の充当)

当社又は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、楽天 BB WiMAX2+契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その楽天 BB WiMAX2+契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権(その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。)を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び延滞利息

第62条(割増金)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 63 条(延滞利息)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 6 節 端数処理

第 64 条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この規約に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第 10 章 保守

第 65 条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

第 66 条(楽天 BB WiMAX2+契約者の維持責任)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、無線機器を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。
2 前項の規定のほか、楽天 BB WiMAX2+契約者は、無線機器を、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 に適合するよう維持していただきます。

第 67 条(楽天 BB WiMAX2+契約者の切分責任)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

第 68 条(修理又は復旧)

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。
ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第 11 章 損害賠償

第 69 条(責任の制限)

当社は、通常料金契約に基づき楽天 BB WiMAX2+通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その楽天 BB WiMAX2+契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る次の料金表に規定する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（1）料金表（月額料金）に規定する料金

- 3 当社は、楽天 BB WiMAX2+通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第 70 条(免責)

当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

- 2 当社は、楽天 BB WiMAX2+通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、楽天 BB WiMAX2+契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、都度料金契約に基づき楽天 BB WiMAX2+通信サービスを提供すべき場合において、その提供をしなかったときは、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第 12 章 付随サービス

第 71 条(請求書の発行)

当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書（楽天 BB WiMAX2+契約者が通常料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り、）を発行します。

ただし、その楽天 BB WiMAX2+契約者が通常料金契約を締結していない場合又は通常料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。

- 2 楽天 BB WiMAX2+契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

- 3 楽天 BB WiMAX2+契約者は、第 53 条（料金等の支払い）の規定により通常料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第 1 項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。

第 13 章 雑則

第 72 条（承諾の限界）

当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第 73 条（無線事業における利用の禁止）

楽天 BB WiMAX2+契約者は、この規約により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

第 74 条（利用に係る楽天 BB WiMAX2+契約者の義務）

楽天 BB WiMAX2+契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で楽天 BB WiMAX2+通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記 3 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 2 楽天 BB WiMAX2+契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第 75 条(他の電気通信事業者への通知)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、第 13 条（楽天 BB WiMAX2+契約者が行う会員契約の解除）、第 14 条（当社が行う会員契約の解除）又は第 15 条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が別に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（楽天 BB WiMAX2+契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 76 条(楽天 BB WiMAX2+契約者に係る情報の利用)

当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の利用規約等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（楽天 BB WiMAX2+契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、楽天 BB WiMAX2+通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第 77 条(認定機器以外の無線機器の扱い)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

第 78 条(検査等のための WiMAX 機器の持込み)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 第 36 条（WiMAX 機器登録の請求）から第 42 条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。
- (2) その他当社が必要と認めるとき。

第 79 条(合意管轄裁判所)

この規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 80 条(準拠法)

この規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 81 条(会社名等の取扱い)

当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者の名称等（広く一般に公表されている情報に限ります。）および当社との契約の有無を、当社および楽天株式会社ならびに、その会社法で定める子会社、会社計算規則に定める関連会社（総称して以下、「当社等」といいます。）と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

- (1) 当該契約と密接する当社等の提供するサービスの情報およびキャンペーン、イベント等の情報発信または販売促進活動のため
- (2) 当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- (3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

第 82 条(反社会的勢力の排除)

楽天 BB WiMAX2+契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 当社は、楽天 BB WiMAX2+契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく当該契約を解除することができ、楽天 BB WiMAX2+契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）
技術的条件	—

2 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

附 則

(実施時期)

この規約は、2014年1月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施日より前から継続して提供しているものであって、2014年4月30日までの間に料金月の末日が到来する電気通信サービスの料金については、なお従前のおおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおおりとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年5月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の前に、本規約に定めるサービスの締結をした者については、第80条(会社名等の取扱い)については、適用しないものとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年7月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の日より、本規約は、楽天コミュニケーションズ株式会社から事業承継を受けた楽天モバイル株式会社が提供するものとします。